

家庭内食中毒を防ごう

3つのポイントを守りましょう

毎年、全国で多くの食中毒が発生しています。平成30年は全国で1330件発生し、1万7282人の患者と3人の死者が報告されています。県内では49件、941人の患者が報告されました。

食中毒の原因物質は、細菌・ウイルス・寄生虫などがあり、細菌ではカンピロバクターによる食中毒が最も多く発生しています。

食中毒は、家庭でも発生することがあるため注意が必要です。次の予防ポイントを守りましょう。

■ 菌やウイルスを付けない ～洗浄・消毒をしっかりと
調理作業前や肉・魚介類・卵を触った後などは必ず石けんで手を洗いましょう。また、これらの調理に使用した器具などは、食中毒菌やウイルスが付着していることがあります。
これらの器具をそのまま別の調理に使うと二次汚染につながり危険です。洗浄・消毒して使うほか、まな板や包丁などは、肉・魚・野菜専用としてそれぞれ使い分けると予防に効果的です。

■ 菌を増やさない ～保存温度に注意を
冷蔵・冷凍保存が必要な食品を購入したら、すぐに持ち帰って冷蔵・冷凍庫に入れましょう(保存温度は、冷蔵は10℃以下、冷凍はマイナス15℃以下に)。食品を詰め込みすぎたり、扉を頻繁に開閉すると、庫内温度が上がるので注意しましょう。
調理したものは時間がたつと菌が増えます。また、細菌の中には毒素を産生するものがあり、通常の加熱では壊せない毒素もあります。加熱調理後は、なるべく早く食べるようにし、保存する場合は10℃以下に冷却し、菌が増えないようにしましょう。

■ 菌やウイルスを死滅させる ～加熱は中心部まで
カンピロバクターやその他多くの食中毒菌やウイルスは、十分な加熱で死滅するため、食品の中心部まで加熱(特に肉類は十分に)しましょう。

問 保健所食品衛生課 (0798・26・3668)

市営葬儀・満池谷斎場のお知らせ

故人、または喪主が市民である場合、市営葬儀が利用できます(葬儀を市内で行う場合に限る)。また、市営斎場として満池谷斎場も利用できます(＝下表参照)。

※満池谷斎場の利用・申込を希望する人は、市営葬儀と民間葬儀社を間違えないようによくご確認の上、お申込みください

市営葬儀(清楚(そ)で低廉な葬儀)	
【対象】	故人または喪主が市民である ※葬儀を市内で行う場合
【直葬】	5万円～7万円…納棺一式・寝台車(市内1回)・花束等 ※葬儀を執り行わず火葬のみ。宗教関係者の謝礼・火葬料金は別途必要
【葬儀】	13万円～34万円…仏式飾り・神式飾り・キリスト飾り等 ※満池谷斎場・自宅・集会所・お寺等で執り行うことができます。 宗教関係者の謝礼・火葬料金は別途必要
市営斎場(葬儀場)	
◎満池谷斎場(神原13-41)	
・斎場(告別式場)	3万8600円…斎場ホール(イス席60席) 2万9700円、親族控室第一和室(18畳) 8900円
・第二和室	8900円 ※一室(第二和室)のみの使用。遺族・親族のみ20人まで。外部参列者(友人・知人・会社関係等)はお断りください

問 西宮市都市整備公社 葬祭事務所
(0798・72・4996、4997…午前6時～午後11時)
※フリーダイヤルはありません

広告



阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

お米はパワーの源

お米には様々な栄養素が含まれていますが、なかでも成分の7割以上を占めるでんぷんは非常に質が良く、すみやかに消化、吸収するため体力を蓄え、持続力も高めます。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

今年に入って火災による死傷者増加！ 住宅用火災警報器の 定期メンテナンスを



住宅用火災警報器(以下、警報器)の設置(設置箇所は寝室・台所・階段)が義務化され10年以上が経過しています。

警報器は一般的に電池で動いており、火災を感知するため、常に電池を消耗しています。電池の寿命は、約10年といわれています。

いざというときに警報器が適切に作動するよう、点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、正常に作動するか定期的に確認しましょう。

■ 電池切れ・故障を確認する方法

次の①・②のどちらかに該当した場合は、すぐに本体を取り替えてください。

- ①警報器から聞き慣れない「ピッピッ」という電子音が聞こえたとき
- ②点検ボタンを押しても反応がないとき(電池切れか故障の可能性あり)

■ 古くなったら本体交換を

古くなった警報器は、電池を交換しても本体内部が劣化している場合があります。本体内部が劣化すると、正常に火災を感知することができなくなりますので、本体ごと取り替えてください。

■ 日々のお手入れ方法

警報器は、中にホコリが入ると、火災ではないのに作動してしまうことがあります。定期的に掃除をして誤作動を防ぎましょう。※掃除方法は機種によって異なりますので、取扱い説明書をご確認ください

問 消防局予防課 (0798・32・7316)

事業者の皆さんへ

10月1日消費税の軽減税率制度がスタート 仕入税額控除の方式が変わります

消費税・地方消費税の税率10%への引き上げと同時に、飲食料品(酒類・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)にかかる税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者の人には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご活用ください。

制度については国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm>)、補助金については軽減税率対策補助金 (<http://kzt-hojo.jp/>) をご覧ください。

問 受付時間は月曜～金曜(祝日を除く)の午前9時～午後5時
▷制度について…消費税軽減税率電話相談センター
(0120・205・553)

※(0570・030・456)も利用できます(要通話料)
▷補助金について…軽減税率対策補助金事務局
(0120・398・111)

市のホームページ ページ番号での検索が便利

本紙では、掲載記事についてより詳細な情報をお知らせする場合、該当する市のホームページをページ番号で案内しています。



市のホームページ
(ページ番号: ●●●●●●●●)

市政ニュースの記事で、この表記を見つけたら検索ボックスに8桁の数字を入力してください。

問 広報課 (0798・35・3400)